参照条文

○国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）（抄）

第三条　（略）

２　（略）

３　組合は、第五十一条各号に掲げる短期給付及び第七十二条第一項各号に掲げる長期給付を行うものとする。

４・５　（略）

（定款）

第六条　組合は、定款をもつて次に掲げる事項を定めなければならない。

一～九　（略）

２　前項の定款の変更（政令で定める事項に係るものを除く。）は、財務大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

３・４　（略）

（定款）

第二十四条　連合会は、定款をもつて次に掲げる事項を定めなければならない。

一　目的

二　名称

三　事務所の所在地

四　役員に関する事項

五　運営審議会に関する事項

六　長期給付の決定及び支払に関する事項

七　長期給付（基礎年金拠出金を含む。）に係る標準報酬の月額及び標準期末手当等の額と掛金との割合に関する事項

八　福祉事業に関する事項

九　国家公務員共済組合審査会に関する事項

十　資産の管理その他財務に関する事項

十一　その他組織及び業務に関する重要事項

２　第六条第二項から第四項までの規定は、連合会の定款について準用する。

（役員）

第二十七条　（略）

２　前項の理事のうち六人以内及び監事のうち二人以内は、組合の事務を行う組合員をもつて充てる。

（標準報酬）

第四十二条　（略）

２～４　（略）

5　組合は、組合員の資格を取得した者があるときは、その資格を取得した日の現在の報酬の額により標準報酬を定める。この場合において、週その他月以外の一定期間により支給される報酬については、政令で定めるところにより算定した金額をもつて報酬月額とする。

6～9　（略）

（同順位者が二人以上ある場合の給付）

第四十四条　前条の規定により給付を受けるべき遺族に同順位者が二人以上あるときは、その人数によつて等分して支給する。

（支払未済の給付の受給者の特例）

第四十五条　受給権者が死亡した場合において、その者が支給を受けることができた給付でその支払を受けなかつたものがあるときは、前二条の規定に準じて、これをその者の遺族（弔慰金又は遺族共済年金については、これらの給付に係る組合員であつた者の他の遺族）に支給し、支給すべき遺族がないときは、当該死亡した者の相続人に支給する。

2　前項の規定による給付を受けるべき同順位者が二人以上あるときは、その全額をその一人に支給することができるものとし、この場合において、その一人にした支給は、全員に対してしたものとみなす。

（長期給付の種類等）

第七十二条　この法律による長期給付は、次のとおりとする。

一　退職共済年金

二　障害共済年金

三　障害一時金

四　遺族共済年金

2・3　（略）

（年金の支給期間及び支給期月）

第七十三条　年金である給付は、その給付事由が生じた日の属する月の翌月からその事由のなくなつた日の属する月までの分を支給する。

2　（略）

3　年金である給付の額を改定する事由が生じたときは、その事由が生じた日の属する月の翌月分からその改定した金額を支給する。

4　（略）

（併給の調整）

第七十四条　（略）

一　（略）

二　障害共済年金　退職共済年金、障害共済年金若しくは遺族共済年金、地方公務員等共済組合法による年金である給付、私立学校教職員共済法による年金である給付、厚生年金保険法による年金である保険給付

又は国民年金法による年金である給付（当該障害共済年金と同一の給付事由に基づいて支給される障害基礎年金を除く。）を受けることができるとき。

三　（略）

2　（略）

3　第一項の規定によりその支給を停止するものとされたこの法律による年金である給付の受給権者は、同項の規定にかかわらず、その支給の停止の解除を申請することができる。

4　前項の申請があつた場合には、当該申請に係る年金である給付については、第一項の規定にかかわらず、同項の規定による支給の停止は、行わない。ただし、その者に係るこの法律による年金である給付、厚生年金保険法による年金である給付、私立学校教職員共済法による年金である給付、前項若しくは次項の規定又は他の務員等共済組合法による年金である保険給付又は国民年金法による年金である給付について、前項の規定によりその支給の停止が解除されているときは、法令の規定でこれら に相当するものとして政令で定めるものによりその支給の停止が解除されたときにおいて、この限りでない。

5　現にその支給が行われているこの法律による年金である給付が第一項の規定によりその支給を停止するものとされた場合において、その支給を停止すべき事由が生じた日の属する月に当該年金である給付に係る第三項の申請がなされないときは、その支給を停止すべき事由が生じたときにおいて、当該年金である給付に係る同項の申請があつたものとみなす。

6　第三項の申請（前項の規定により第三項の申請があつたものとみなされた場合における当該申請を含む。）は、いつでも、将来に向かつて撤回することができる。

第七十四条の三　この法律による年金である給付（以下この項において「乙年金」という。）の受給権者がこの法律による他の年金である給付（以下この項において「甲年金」という。）を受ける権利が消滅し、又は同一人に対して乙年金の支給を停止して甲年金を支給すべき場合において、乙年金が、甲年金の支給を停止すべき事由が生じた月の翌月以後の分として、乙年金の支払が行われたときは、その支払われた乙年金は、甲年金の内払とみなす。

2　乙年金の支払を停止すべき事由が生じたにもかかわらず、その後に支払うべき年金の内払とみなすことができる。年金を減額して改定すべき事由が生じた月の翌月以後の分として減額しない額の年金が支払われたときは、その支払われた年金は、その事由が生じたにもかかわらず、その事由が生じた月の翌月以後の分として当該年金の当該減額すべきであつた部分についても、同様とする。

第七十四条の四　この法律による年金の支給を受ける権利が消滅したにもかかわらず、その死亡の日の属する月の翌月以後の分として当該年金である給付の受給権者が死亡したためその受けるべき年金である給付の過誤払が行われた場合において、当該過誤払による返還金債権（以下この条において「返還金債権」という。）に係る債務の弁済をすべき者に支払うべきこの法律による年金である給付があるときは、財務省令で定めるところにより、当該年金である給付の支払金の金額を当該過誤払による返還金債権の金額に充当することができる。（退職共済年金の受給権者）

第七十六条　組合員期間を有する者が次の各号のいずれかに該当するときは、その者に退職共済年金を支給する。

一　組合員期間等（組合員期間、組合員期間以外の国民年金法第五条第二項に規定する保険料納付済期間、同条第三項に規定する保険料免除期間及び同法附則第七条第一項に規定する合算対象期間を合算した期間をいう。以下同じ。）が二十五年以上である者が、退職した後に組合員となることなくして六十五歳に達したとき、又は六十五歳に達した日以後に退職したとき。

二　退職した後に六十五歳に達した者又は六十五歳に達した日以後に退職した者が、組合員となることなくして組合員期間等が二十五年以上である者となつたとき。

2　前項に定めるもののほか、組合員が、次の各号のいずれにも該当するに至つたときは、その者に退職共済年金を支給する。

一　六十五歳以上であること。

二　一年以上の組合員期間を有すること。

三　組合員期間等が二十五年以上であること。

（退職共済年金の額）

第七十七条　（略）

2　一年以上の引き続く組合員期間を有する者に支給する退職共済年金の額は、前項の規定にかかわらず、同項の規定により算定した金額に次の各号に掲げる者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める金額を加算した金額とする。

一　組合員期間が二十年以上である者　平均標準報酬額の千分の一・〇九六に相当する金額に組合員期間の月数を乗じて得た金額

二　組合員期間が二十年未満である者　平均標準報酬額の千分の〇・五四八に相当する金額に組合員期間の月数を乗じて得た金額

3　退職共済年金の額については、当該退職共済年金の受給権者がその権利を取得した日の翌日の属する月以後における組合員期間は、その算定の基礎としない。

4　組合員である退職共済年金の受給権者が退職したとき（当該退職した日の翌日から起算して一月を経過するまでの間に再び組合員の資格を取得したときを除く。）は、前項の規定にかかわらず、当該退職した日の翌日の属する月の前月までの組合員期間を算定の基礎として、当該退職共済年金の額を改定する。

第七十八条　退職共済年金（その年金額の算定の基礎となる組合員期間が二十年以上であるものに限る。）の受給権者がその権利を取得した当時（退職共済年金を受ける権利を取得した当時、当該退職共済年金の額の算定の基礎となる組合員期間が二十年未満であつたときは、前条第四項の規定により当該退職共済年金の額が改定された場合において当該組合員期間が二十年以上となるに至つた当時。第三項において同じ。）その者によつて生計を維持していたその者の六十五歳未満の配偶者又は子（十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある子及び二十歳未満で第八十一条第二項に規定する障害等級（以下この条において「障害等級」という。）の一級若しくは二級に該当する障害の状態にある子に限る

。）があるときは、前条の規定にかかわらず、同条の規定により算定した金額に加給年金額を加算した金額とする。

３２　（略）

３　退職共済年金の受給権者がその権利を取得した当時胎児であつた子が出生したときは、第一項の規定の適用については、その子は、当該受給権者が退職共済年金を受ける権利を取得した当時その者によつて生計を維持していた子とみなして、退職共済年金の額を改定する。

４　第一項の規定により加給年金額が加算された退職共済年金については、同項に規定する配偶者又は子が次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、同項の規定にかかわらず、その者は、同項に規定する配偶者又は子に該当しないものとして、当該退職共済年金の額を改定する。

一　死亡したとき。

二　退職共済年金の受給権者によつて生計を維持されている状態でなくなつたとき。

三　配偶者が、離婚をしたとき。

四　配偶者が、六十五歳に達したとき。

五　子が、養子縁組によつて退職共済年金の受給権者の配偶者以外の者の養子となつたとき。

六　養子縁組による子が、離縁をしたとき。

七　子が、婚姻をしたとき。

八　子（障害等級の一級又は二級に該当する障害の状態にある子を除く。）について、十八歳に達した日以後の最初の三月三十一日が終了したとき。

九　障害等級の一級又は二級に該当する障害の状態にある子（十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある子を除く。）について、その事情がなくなつたとき。

十　障害等級の一級又は二級に該当する障害の状態にある子が、二十歳に達したとき。

５　第一項、第三項又は前項の規定の適用上、退職共済年金の受給権者によつて生計を維持することの認定に関し必要な事項は、政令で定める。

第七十九条（組合員である間の退職共済年金の受給権者が組合員であるときは、組合員である間、退職共済年金の支給を停止する。）

３２　（略）

前条第一項の規定により加給年金額が加算された退職共済年金については、同項の規定によりその者について加算が行われている配偶者が、退職共済年金（その年金額の算定の基礎となる組合員期間が二十年以上であるものに限るものとし、その全額につき支給を停止されているものを除く。）若しくは障害共済年金（その全額につき支給を停止されているものを除く。）の支給を受けることができるとき、又は地方公務員等共済組合法による年金である給付、私立学校教職員共済法による年金である給付、厚生年金保険法による年金である給付のうち、退職、老齢若しくは障害を給付事由とする給付であつて政令で定めるものの支給を受けることができるときは、その間、同項の規

定により当該配偶者について加算する金額に相当する部分の支給を停止する。

４　（略）

第八十三条　障害の程度が障害等級の一級又は二級に該当する者に支給する障害共済年金の額は、当該障害共済年金の受給権者がその権利を取得した当時その者によつて生計を維持していたその者の六十五歳未満の配偶者があるときは、前条の規定にかかわらず、同条の規定により算定した金額に加給年金額を加算した金額とする。

２～４　（略）

（二以上の障害がある場合の取扱い）

第八十五条　（略）

２　公務等による障害共済年金の受給権者に対して更に公務等によらない障害共済年金（障害共済年金のうち、公務等によらない障害共済年金以外の障害共済年金をいう。以下同じ。）を支給すべき事由が生じた場合又は公務等による障害共済年金の受給権者に対して更に公務等による障害共済年金を支給すべき事由が生じた場合における前項の規定により支給する前後の障害を併合した障害の程度による障害共済年金の額の算定については、第八十二条第一項第二号に掲げる金額は、同号及び同条第二項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる金額の合算額とする。

一　その者の公務等傷病による障害について算定されるべき第八十二条第二項の金額

二　その者の公務等傷病によらない障害を公務等傷病によらないものとみなし、他の公務等傷病によらない障害と併合した障害の程度に応じ算定した第八十二条第一項第二号に掲げる金額から当該公務等傷病による障害が公務等傷病によらないものであるとしたならば当該障害について算定されるべき同号に掲げる金額を控除した金額

３　前項の規定は、同項の規定の適用によりその額が算定された障害共済年金の受給権者に対して更に公務等による障害共済年金又は公務等によらない障害共済年金を支給すべき事由が生じた場合について準用する。

４～６　（略）

（障害一時金の額）

第八十七条の七　（略）

一　平均標準報酬額の千分の五・四八一に相当する金額に組合員期間の月数（当該月数が三百月未満であるときは、三百月）を乗じて得た金額

二　平均標準報酬額の千分の一・〇九六に相当する金額に組合員期間の月数（当該月数が三百月未満であるときは、三百月）を乗じて得た金額

（遺族共済年金の受給権者）

第八十八条　組合員又は組合員であつた者が次の各号のいずれかに該当するときは、その者の遺族に遺族共済年金を支給する。

一　組合員（失踪（そう）の宣告を受けた組合員であつた者であつて、行方不明となつた当時組合員であつた者を含む。）が、死亡したとき。

二　組合員であつた者が、退職後に、組合員であつた間に初診日がある傷病により当該初診日から起算して五年を経過する日前に死亡したとき。

三　障害等級の一級又は二級に該当する障害の状態にある障害共済年金の受給権者が、死亡したとき。

四　退職共済年金の受給権者又は組合員期間等が二十五年以上である者が、死亡したとき。

2　（略）

（費用負担の原則）

第九十九条　（略）

2　組合の事業に要する費用で次の各号に掲げるものは、当該各号に掲げる割合により、組合員の掛金及び国又は公社の負担金をもつて充てる。

一　短期給付に要する費用　掛金百分の五十、国又は公社の負担金百分の五十

一の二　介護納付金の納付に要する費用　掛金百分の五十、国又は公社の負担金百分の五十

二　長期給付に要する費用　掛金百分の五十、国又は公社の負担金百分の五十

三　公務等による障害共済年金（第八十五条第二項（同条第三項において準用する場合を含む。）の規定の適用によりその額が算定される障害共済年金を含む。）又は公務等による遺族共済年金に要する費用　国又は公社の負担金百分の百

四　福祉事業に要する費用　掛金百分の五十、国又は公社の負担金百分の五十

五　組合の事務（福祉事業に係る事務を除く。）に要する費用　国又は公社の負担金百分の百

3　（略）

一　育児休業手当金及び介護休業手当金の支給に要する費用　当該事業年度において支給される育児休業手当金及び介護休業手当金の額に雇用保険法の規定による育児休業給付及び介護休業給付に係る国庫の負担の割合を参酌して政令で定める割合を乗じて得た額

二　（略）

4～7　（略）

（負担金）

第百二条　（略）

2　前項の規定による負担金の支払については、概算払をすることができる。この場合においては、当該事業年度末において、精算するものとする。

3　国等は、第九十九条第三項の規定により負担すべき金額を、政令で定めるところにより、組合に払い込まなければならない。

4　（略）

（公庫等に転出した継続長期組合員についての特例）

第百二十四条の二　（略）

2　前項前段の規定により引き続き組合員であるとされる者（以下この条において「継続長期組合員」という。）が次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、その翌日から、継続長期組合員の資格を喪失する。

一　転出の日から起算して五年を経過したとき。
二　引き続き公庫等職員又は特定公庫等役員として在職しなくなつたとき。
三　死亡したとき。

3　継続長期組合員が公庫等職員として在職し、引き続き他の公庫等職員となつた場合（その者が更に引き続き他の特定公庫等役員となつた場合を含む。）、継続長期組合員が特定公庫等役員として在職し、引き続き他の特定公庫等役員となつた場合を含む。）その他の政令で定める場合における前二項の規定の適用については、その者は、公庫等職員又は特定公庫等役員として引き続き在職する間、継続長期組合員であるものとみなす。

4　第一項の規定は、継続長期組合員が公庫等職員として在職し、引き続き再び組合員の資格を取得した後、その者が財務省令で定める期間内に引き続き再び同一の公庫等に公庫等職員として転出をした場合、継続長期組合員が特定公庫等役員として在職し、引き続き再び組合員の資格を取得した後、その者が財務省令で定める期間内に引き続き再び同一の特定公庫等に特定公庫等役員として転出をした場合その他の政令で定める場合については、適用しない。

5　前各項に定めるもののほか、継続長期組合員に対する長期給付に関する規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

（任意継続組合員に対する短期給付等）

第百二十六条の五　（略）

2　前項後段の規定により組合員であるものとみなされた者（以下この条において「任意継続組合員」という。）は、組合が、政令で定める基準に従い、その者の短期給付及び福祉事業に係る掛金及び国又は公社の負担金（介護保険第二号被保険者の資格を有する任意継続組合員にあつては、介護納付金に係る掛金及び国又は公社の負担金を含む。）の合算額を基礎として定款で定める金額（以下この条において「任意継続掛金」という。）を、毎月、政令で定めるところにより、組合に払い込まなければならない。

3～6　（略）

附則

（退職共済年金の支給の繰上げ）

第十二条の二の二　当分の間、組合員期間等が二十五年以上であり、かつ、一年以上の組合員期間を有する六十歳以上の者（昭和三十六年四月二日以後に生まれた者であつて、国民年金法附則第五条第一項の規定による国民年金の被保険者でないものに限る。）は、六十五歳に達する前に退職共済年金の支給を連合会に請求することができる。

2　前項の請求は、国民年金法附則第九条の二第一項又は第九条の二の二第一項に規定する支給繰上げの請求を行うことができる者にあつては、これらの請求と同時に行わなければならない。

3　第一項の請求があつたときは、その請求をした者に退職共済年金を支給する。この場合においては、第七十六条の規定は、適用しない。

4　前項の規定による退職共済年金の額は、第七十七条第一項及び第二項の規定にかかわらず、これらの規定

により算定した金額から政令で定める金額を減じた金額とする。

5　第三項の規定による退職共済年金の受給権者（六十五歳未満の者に限る。）については、第七十七条第四項の規定は、適用しない。

6　第三項の規定による退職共済年金の受給権者であつて、第一項の請求があつた日以後の組合員期間を有するものが六十五歳に達したときは、第七十七条第三項の規定にかかわらず、六十五歳に達した日の翌日の属する月の前月までの組合員期間を算定の基礎として、当該退職共済年金の額を改定する。

7　（略）

（退職共済年金の特例）

第十二条の三　当分の間、六十五歳未満の者（昭和三十六年四月二日以後に生まれた者を除く。）が、次の各号のいずれにも該当するに至つたときは、その者に退職共済年金を支給する。

一　六十歳以上であること。

二　一年以上の組合員期間を有すること。

三　組合員期間等が二十五年以上であること。

第十二条の四の二　附則第十二条の三の規定による退職共済年金（第七十七条の規定によりその額が算定されているものに限る。）の受給権者が、組合員でなく、かつ、傷病により障害等級に該当する程度の障害の状態（以下この項、第五項、附則第十二条の六の三第一項及び第五項並びに附則第十二条の七の三第七項において「障害状態」という。）にあるとき（その傷病が治らない場合（その症状が固定し治療の効果が期待できない状態にある場合を除く。）にあつては、その傷病に係る初診日から起算して一年六月を経過した日以後において）は、その者は、退職共済年金の額の算定に係る特例の適用を請求することができる。附則第十二条の六の三第一項において同じ。）は、その者

2　（略）

3　一年以上の引き続く組合員期間を有する者に支給する第一項の請求に係る退職共済年金の額は、前項の規定にかかわらず、同項の規定により算定した金額に次の各号に掲げる者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める金額を加算した金額とする。

一　組合員期間が二十年以上である者　平均標準報酬額の千分の一・〇九六に相当する金額に組合員期間の月数を乗じて得た金額

二　組合員期間が二十年未満である者　平均標準報酬額の千分の〇・五四八に相当する金額に組合員期間の月数を乗じて得た金額

4　第一項の請求があつた退職共済年金に係る第七十四条、第七十八条及び第七十九条の規定の適用については、第七十四条第二項中「当該退職共済年金の受給権者がその権利を取得した当時」とあるのは「附則第十二条の四の二第一項の請求があつた当時（当該退職共済年金を受ける権利を取得した当時」と、「前条第三項及び第四項の」とあるのは「附則第十二条の四の二第三項及び第四項の」と、「同条の規定」とあるのは「これらの規定」と、同条第三項中「退職共済年金の受給権者がその権利を取得した当時」

４３

るの第二の┐れ礎がにて
権規三項└附たとそよは前
利定項及と則場なのる、項
をに中びあ第合る権も第の
取よ┐第る十に組利の七規
得る退三の二お合をと十定
し退職項は条い員取さ四が
た職共並┐のて期得れ条適
当共済び附四当間した第用
時済年に則の該がた附二さ
└年金前第三組二当則項れ
と金の条十第合十時第中る
あの受第二三員年（十┐退
る額給三条項期未退二第職
のの権項のの間満職条七共
は改者及四規がで共の十済
┐定がびの定二あ済四七年
当にそ第三に十つ年の条金
該係の四第よ年た金二第に
退る権項三る以とを第二係
職退利の項退上き受三項る
が職を└に職とはけ項└第
あが取とお共な、る└と七
つあ得、い済る前権とあ十
たつし┐て年に条利、る四
当たた同そ金至第を第の条
時当当条ののつ四取七は、
└時時の例額た項得十┐第
と└└規にの当のし八附七
、とと定よ改時規た条則十
第、あ└る定。定当第第八
七┐るともに第に時一十条
十当のあの係三よ、項二及
九該はるとる項り当中条び
条受┐のさ退に当該┐の第
第給附はれ職お該退当四七
二権則┐たがい退職該の十
項者第こ附あて職共退三九
中が十れ則つ同共済職第条
┐退二ら第たじ済年共三の
相職条の十当。年金済項規
当共の規二時）金の年に定
す済四定条└└の額金おの
る年の└のとと額ののい適
部金三と四、あが算受て用
分を第、の┐る改定給そに
及受三同二前の定の権のつ
びけ項条第条はさ基者例い

た附項る条十にて　一合十職一障　読る前ると
前則に部第二よは前項員二共項害前み加条権あ
条第規分三条る、項及で条済又状各替給第利る
第十定及項のも第のびなの年は態項え年一をの
一二すび及四の七規第く四金第にのら金項取は
項条る前びのと十定二、の二該規れ額に得┐
にの加条第三さ四が項か三額項当定たを規し附
規四給第四第れ条適のつ　のしに前└定た則
定の年一項一た第用規、附算規なよ条とす当第
す二金項の項附二さ定そ則定定くり第ある時十
る第額に└に則項れにの第のになそ一る加└二
加二を規とお第中るかの者十基よつの項の給と条
給項└定、い十┐退かの二礎りた額には年あの
年第とす┐て二第職わ組条と算とが規┐金る四
金一ある同そ条七共ら合のな定き算定附額の
額号る加条の十済ず員三るしは定す則には二
をにの給の例四七年、期の組た、さる第相┐第
└掲は年規にの条金前間規合金前れ加十当当一
とげ┐金定よ二第に条が定員額各て給二す該項
する附額└る第二係第四に期に項い年条る請の
る。金則にとも三項る二十よ間改のる金の部求請
額第相あの項└第項四るが定規附額四分が求
並十当ると└と七又年退四す定則を└あが
び二すのさとあ十は以職十るに第の└二とつあ
に条るはれ、る四第上共四。か十と二とつあた
附の部┐た第の条三で済年たか二す条る当た
則四分こ附七は、項あ年以だわ る。項の時当
第の└れ則十┐第のる金上しらの三第は└時└
十三とら第八附七規との で、ず、の一┐と└
二第あの十条則十定き受あ障、の号相、と
条一る規二第第八の は給る害当規に当第、
の項の定条一十条例、権場状該定掲す七┐
四には└の項二及に退者合態退にげる十当
のお┐と四中条び よ職が に職よる部九該
三い相、の┐の第り共、は該共る金分条受
第て当第二前四七算済そ、当済退額└第給
二そす七第条の十定年のこし年職並と二権
項のる十二の三九した金権のな共び、項者
に例部九項└第条の利くの済に┐中が
おに分条及と一の額をな年同前┐退
いよ└第び あ項規は取つを金条条相職
てると二第るに定、得た、の第第当共
読も、項三のおの し ない。当第受四一す済
みの┐中項はい適 。時七給項項る年
替と前┐並┐て用 十当 、十権にに部金
えさ条相び附そに 七時 当七者お規分を
られ第当に則のつ 条、 該条が い定及受
れた一す前第例い 第組 退第 てすびけ

前条第一項に規定する加給年金額に相当する部分」とあるのは「相当する部分」と、「前条第一項に規定する加給年金額を」とあるのは「附則第十二条の四の三第三項においてその例によるものとされた附則第十二条の四の二第二項第一号に掲げる金額並びに附則第十二条の四の三第四項において読み替えられた前条第一項に規定する加給年金額を」とする。

第十二条の六の二　附則第十二条の三の七第二項の規定の適用を受ける者を除く。）であつて、附則第十二条の三の二に規定する国民年金の被保険者でないものに限る。）は、それぞれ附則第十二条の三の二の表の下欄に掲げる年齢に達する前に退職共済年金の支給を連合会に請求することができる。

2　前項の請求は、国民年法附則第九条の二第一項又は第九条の二の二第一項に規定する支給繰上げの請求を行うことができる者にあつては、これらの請求と同時に行わなければならない。

3　第一項の請求があつたときは、その請求をした者に退職共済年金を支給する。この場合においては、第七十六条及び附則第十二条の三の規定は、適用しない。

4　前項の規定による退職共済年金の額は、第七十七条第一項及び第二項の規定にかかわらず、これらの規定によりそれぞれ算定した金額から政令で定める金額を減じた金額とする。

5　第三項の規定による退職共済年金の受給権者（附則第十二条の三の二の表の下欄に掲げる年齢に達していない者に限る。）については、第七十七条第四項の規定は、適用しない。

6　第三項の規定による退職共済年金の受給権者であつて、第一項の請求があつた日以後の組合員期間を有するものが附則第十二条の三の二の表の下欄に掲げる年齢に達したときは、第七十七条第三項の規定にかかわらず、当該退職共済年金の額を改定する。

7　第三項の規定による退職共済年金の受給権者であつて、附則第十二条の三の二の表の下欄に掲げる年齢に達した日以後の組合員期間を有するものが六十五歳に達したときは、第七十七条第三項の規定にかかわらず、当該退職共済年金の額を改定する。

8　（略）

9　前項の規定により読み替えられた第七十八条第一項の規定によりその額が加算された第三項の規定による退職共済年金の受給権者（六十五歳未満の者に限る。）が次条第五項又は第六項の規定の適用を受ける間は、前項の規定により読み替えられた第七十八条第一項に規定する加給年金額に相当する部分の支給を停止する。

第十二条の六の三　附則第十二条の三の二に規定する者が前条第三項の規定による退職共済年金の受給権を取得したとき（同条第一項の請求があつたときに限る。）は、六十五歳に達するまでの間、当該退職共済年金の額に、当該退職共済年金の額の算定の基礎となる組合員期間を基礎として算定した附則第十二条の四の二第二項第一

号の規定により算定した金額から政令で定める金額を減じた金額（以下この条において「繰上げ調整額」という。）を加算する。

２～６　（略）

第十二条の七の二　（略）

２　前項に規定する場合においては、当該退職共済年金の額は、附則第十二条の四の二第二項又は第三項の規定の例により算定した金額とする。

３　（略）

第十二条の七の三　次の表の上欄に掲げる者（附則第十二条の七第二項の規定の適用を受ける者を除く。）が、同表の下欄に掲げる年齢以上六十五歳未満である間において、附則第十二条の三の規定による退職共済年金を受ける権利を取得した場合においては、第七十七条第一項及び第二項、附則第十二条の四の二並びに第十二条の四の三の規定は、当該受給権者に支給する退職共済年金については、適用しない。

昭和十六年四月二日から昭和十八年四月一日までの間に生まれた者	六十一歳
昭和十八年四月二日から昭和二十年四月一日までの間に生まれた者	六十二歳
昭和二十年四月二日から昭和二十二年四月一日までの間に生まれた者	六十三歳
昭和二十二年四月二日から昭和二十四年四月一日までの間に生まれた者	六十四歳

３　（略）

４　附則第十二条の三の規定による退職共済年金（第七十七条の規定によりその額が算定されているものに限る。）の受給権者（第一項の表の上欄に掲げる者（附則第十二条の七第二項の規定の適用を受ける者を除く。）に限る。）が同表の下欄に掲げる年齢に達したときは、当該退職共済年金の額を、附則第十二条の四の二第二項又は第三項の規定の例により算定した金額に改定する。

５～８　（略）

第十二条の七の四　附則第十二条の三の規定による退職共済年金（その受給権者が昭和十六年四月一日以前に生まれた者であるものに限る。）は、その受給権者が国民年金法による老齢基礎年金（その受給権者が国民年金の被保険者であることを理由としてその支給が停止されているものを除く。）の支給を受けることができるときは、その間、その支給を停止する。

２　附則第十二条の三の規定による退職共済年金（次の各号のいずれかに該当するものに限る。）は、その受給権者が、組合員でなく、かつ、国民年金法による老齢基礎年金の支給を受けることができるときは、その間、当該退職共済年金に係る附則第十二条の四の二第二項第一号に規定する金額に相当する部分の支給を停止する。

一　その額が附則第十二条の七の二の規定により算定されているものであり、かつ、その受給権者が昭和十六年四月二日以後に生まれた者であるものであること。

二　その額が附則第十二条の七の三第一項から第五項までの規定により算定されていること。

３　附則第十二条の三の規定による退職共済年金（前項各号のいずれかに該当するもの及び附則第十二条の四

第二項から第四項までの規定により算定される金額に相当する部分並びに第十二条の三の規定による退職共済年金額（第七十七条の五の規定により算定される加給年金額を」とする。）

2～6　（略）

（特例による退職共済年金の支給の繰上げ）

第十二条の八　附則別表第一の上欄に掲げる区分に応じ同表の中欄に掲げる年齢に達する前に退職した場合において、附則第十二条の三の規定による退職共済年金を受けることができるときは、その受給権者が、組合員期間が二十年以上である者が、附則別表第二の中欄に掲げる年齢に達した後同表の下欄に掲げる区分に応じ同表の中欄に掲げる年齢に達する前に退職した場合において、附則第十二条の三の規定による退職共済年金を受けることができるときは、次項の規定の場合に適用がある場合を除き、附則第十二条の三の規定による退職共済年金の額は、第七十七条の規定により算定される金額から政令で定める金額を組合員期間が二十年以上である者が、附則別表第二の中欄に掲げる年齢に達する前に退職した場合において、附則第十二条の三の規定による退職共済年金を受けることができるときは、その受給権者が、組合員期間が二十年以上である者が、附則別表第二の中欄に掲げる年齢に達した後同表の下欄に掲げる区分に応じ同表の中欄に掲げる年齢に達する前に退職した場合において、附則第十二条の三の規定による退職共済年金を受けることができるときは、その受給権者が、

則第十二条の八第三項並びに前条第三項及び第四項の」と、「同条の規定」とあるのは「これらの規定」と、第七十九条第二項中「受給権者」とあるのは「受給権者（六十歳以上である者に限る。）」とする。

5　第七十八条第一項の規定により加給年金額が加算された第一項又は第二項の規定による退職共済年金については、当該退職共済年金の受給権者が、その者に係る特例支給開始年齢に達するまでの間は、同条第一項の規定により加算する部分の支給を停止する。

6　附則第十二条の五、第十二条の七の四及び第十二条の七の六第一項の規定は、第一項又は第二項の規定による退職共済年金について準用する。この場合において、同条第一項中「附則第十二条の三」とあるのは、「附則第十二条の八第一項又は第二項」と読み替えるものとする。

7　第一項又は第二項の規定による退職共済年金の額の算定については、第七十七条第一項又は第二項の金額は、これらの規定にかかわらず、これらの規定により算定した金額から、その金額に、第三項の規定により減じるべきこととされた金額をその算定の基礎となつた同項においてその例によるものとされた附則第十二条の四の二第二項第二号に掲げる金額又は当該金額と同条第三項の規定により加算する金額との合算額で除して得た割合を乗じて得た金額を減じた金額とする。

8　前各項に定めるもののほか、第一項又は第二項の規定による退職共済年金の受給権者で六十五歳に達する前に再び組合員となつた者に対してこの法律を適用する場合における必要な技術的読替え及びこれらの規定による退職共済年金の支給等に関し必要な事項は、政令で定める。

9　第一項及び第三項から前項までの規定は、組合員期間等が二十五年以上であり、かつ、組合員期間が二十年以上である者のうち昭和十五年七月一日以前に生まれたもの（第一項又は第二項の規定の適用を受ける者を除く。）について準用する。この場合において、第一項中「附則別表第一の上欄に掲げる者の区分に応じ同表の下欄に掲げる年齢」とあるのは「六十歳」と、「当該区分に応じ同表の中欄に掲げる年齢」とあるのは「五十五歳に達した後六十歳」と、第三項中「附則別表第一又は附則同表第二の上欄に掲げる者の区分に応じこれらの表の中欄に掲げる年齢」とあるのは「六十歳」と読み替えるものとする。

10　（略）

○　国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百五号）（抄）

附則

（退職年金の額の改定）

第三十五条　（略）

2　（略）

3　前二項の場合において、これらの規定による改定後の退職年金の額が施行日の前日においてその者が受ける権利を有していた退職年金の額より少ないときは、その額をもつて、これらの規定による改定後の退職年金の額とする。

（退職年金の受給権者が再び組合員となつた場合の取扱い）

第三十六条　（略）

２　（略）

３　前項の場合において、同項の規定による改定後の退職年金の額が改定前の退職年金の額より少ないときは、その額をもつて、同項の規定による改定後の退職年金の額とする。

（減額退職年金の額の改定）

第三十七条　（略）

２　附則第三十五条第三項の規定は、前項の規定による減額退職年金の額の改定について準用する。

（減額退職年金の支給開始年齢の特例）

第三十八条　退職年金の受給権者が、施行日から六月を経過する日以後に、減額退職年金の支給を受けることを希望する旨を国家公務員共済組合連合会に申し出た場合において、その者が次の各号に掲げる者であるときは、当該減額退職年金は、当該各号に掲げる年齢に達した日の属する月の翌月以後でその者の希望する月から支給する。

一　昭和五十五年七月一日以後に給付事由が生じた退職年金を受ける権利を有する者（旧共済法附則第十二条の五第二項及び第十三条の十第一項に規定する政令で定める者に該当した者並びに旧公企体共済法附則第十六条の三第二項に規定する政令で定める者に該当した者を除く。以下この項において同じ。）で昭和七十七年七月二日から昭和九年七月一日までの間に生まれたもの　五十三歳

二　昭和五十五年七月一日以後に給付事由が生じた退職年金を受ける権利を有する者で昭和九年七月二日から昭和十一年七月一日までの間に生まれたもの　五十四歳

三　昭和五十五年七月一日以後に給付事由が生じた退職年金を受ける権利を有する者で昭和十一年七月二日以後に生まれたもの　五十五歳

２　前項第三号に掲げる者（昭和十五年七月一日以前に生まれた者を除く。）に支給する減額退職年金の額は、同項に規定する申出に係る退職年金の額から、その額に、当該退職年金の支給を開始することとされていた年齢と当該減額退職年金の支給を開始する月の前月の末日におけるその者の年齢との差に相当する　年数に応じ、保険数理を基礎として政令で定める率を乗じて得た金額を減じた金額とする。

（減額退職年金の受給権者が再び組合員となつた場合の取扱い）

第三十九条　附則第三十六条の規定は、減額退職年金の受給権者が施行日において組合員であるとき、又は施行日以後に再び組合員となつたときについて準用する。この場合においては、同条第一項中「算定した金額」とあるのは「算定した金額（当該減額退職年金の支給が開始されていたものであるときは、その算定した金額から、当該減額退職年金の給付事由となつた退職の理由及び当該減額退職年金の支給が開始されたときのその者の年齢に応じ、政令で定める金額を控除した金額）」と、同条第二項中「算定した額」とあるのは「算定した額（当該減額退職年金の支給が開始されていたものであるときは、その算定した額から、当該減額退職年金の給付事由となつた退職の理由及び当該減額退職年金の支給が開始されたときのその者の年齢に応じ、政令で定める額を控除した額）」と読み替えるものとする。

（障害年金の額の改定）

第四十二条　（略）

２　（略）

３　前二項の規定による改定後の障害年金の額が当該障害年金の受給権者が施行日の前日において受ける権利を有していた障害年金の額（前条第一項の規定により支給される障害年金にあつては同項の規定により算定される額とし、同条第二項の規定により改定された障害年金にあつては同項の規定による改定後の額とする。）より少ないときは、その額をもつて、前二項の規定による改定後の障害年金の額とする。

４　（略）

（遺族年金の額の改定）

第四十六条　（略）

一　（略）

二　旧共済法第八十八条第二号の規定による遺族年金（改正前の昭和五十八年法律第八十二号附則第二十二条第三項第一号及び第二号に掲げる移行遺族年金を含む。）　当該遺族年金に係る組合員であつた者が受ける権利を有していた退職年金（退職年金を受ける権利を有していなかつた者については、減額退職年金若しくは障害年金を支給しなかつたものとした場合において支給すべきであつた退職年金又はその死亡を退職とみなした場合において支給すべきであつた退職年金）の額を附則第三十五条の規定により改定するものとした場合における当該改定後の退職年金の額の百分の五十に相当する金額

三　旧共済法第八十八条第三号の規定による遺族年金（改正前の昭和五十八年法律第八十二号附則第二十二条第三項第三号に掲げる移行遺族年金を含む。）　遺族年金基礎額の百分の二十五に相当する金額（組合員期間が十年を超えるときは、その超える年数一年につき遺族年金基礎額の百分の二・五に相当する額を加えた金額）

四　旧共済法第八十八条第四号の規定による遺族年金　遺族年金基礎額の百分の二十五に相当する金額

２　旧共済法第二条第三項及び第八十八条の三の規定は、前項の規定により遺族年金を改定する場合について、なおその効力を有する。この場合において、旧共済法第二条第三項中「十八歳未満で」とあるのは、「十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にあつて」と読み替えるものとする。

３　第一項の規定による改定後の遺族年金の額（前項の規定によりなおその効力を有することとされた旧共済法第八十八条の三の規定の適用があるときは、同条の規定により加えることとされた金額を加えた額）が、施行日の前日における遺族年金の最低保障の額を勘案して政令で定める金額より少ないときは、当該政令で定める金額を当該遺族年金の額とし、公務による遺族年金の額が、俸給年額の百分の六十八・〇七五に相当する金額を超えるときは、当該百分の六十八・〇七五に相当する金額を当該公務による遺族年金の額とする。

４　旧共済法第八十八条の五、第八十八条の六及び第九十二条の二の規定は、前三項の規定により遺族年金の額を改定する場合について、なおその効力を有する。

5　（略）

6　前各項の規定による改定後の遺族年金の額が施行日の前日においてその者が受ける権利を有していた遺族年金の額より少ないときは、その額をもつて、第一項の規定による改定後の遺族年金の額とする。

（更新組合員等であつた者の退職年金等の額の改定の特例）

第五十二条　退職年金又は減額退職年金の受給権者が組合員期間二十年未満の更新組合員等であつた場合における附則第三十五条第一項又は第三十七条第一項の規定の適用については、附則第三十五条第一項中「次に掲げる金額を合算した額」とあるのは、「組合員期間が二十年であるものとして算定した次に掲げる金額の合算額の二十分の一に相当する金額に当該年金の額の算定の基礎となつている組合員期間の年数を乗じて得た金額」とする。

2　退職年金又は減額退職年金の受給権者が控除期間等の期間を有する更新組合員等であつた者である場合における附則第三十五条第一項又は第三十七条第一項の規定の適用については、附則第三十五条第一項各号に掲げる金額は、同項各号の規定にかかわらず、その金額から、その金額を当該退職年金又は減額退職年金の額の算定の基礎となつた組合員期間の年数で除して得た金額の百分の四十五に相当する金額に控除期間等の期間の年数を乗じて得た額を控除した金額とする。

3　前項の場合において、同項に規定する更新組合員等であつた者の同項に規定する組合員期間の年数が三十五年を超えるときは、同項中「控除期間等の期間の年数」とあるのは、「控除期間等の期間の年数（同項第一号に掲げる金額については当該期間以外の組合員期間と合算して三十五年を超える部分の年数を除き、同項第二号に掲げる金額については当該期間以外の組合員期間と合算して四十年を超える部分の年数を除く。）」とする。

4　（略）

（更新組合員等であつた者の退職年金の支給停止の特例）

第五十三条　旧施行法第七条第一項第一号の期間に該当する期間が五年以上である更新組合員等であつた者で四十五歳以上のものが受ける権利を有する退職年金については、旧共済法第七十七条第二項及び旧施行法第十五条第一項の規定にかかわらず、その額に同号の期間の年数を当該年金の額の算定の基礎となつた組合員期間の年数で除して得た割合を乗じて得た金額の百分の五十（その者が五十歳に達した後五十五歳に達するまでの間にあつては百分の七十とし、その者が五十五歳に達した後にあつては百分の百とする。）に相当する部分に限り、支給の停止は行わない。

2　旧施行法第七条第一項第二号から第四号までの期間に該当する期間が六年以上である更新組合員等であつた者が受ける権利を有する退職年金については、旧共済法第七十七条第二項及び旧施行法第十六条の規定にかかわらず、その額に旧施行法第七条第一項第二号から第四号までの期間の年数を当該年金の額の算定の基礎となつた組合員期間の年数で除して得た割合を乗じて得た金額に相当する部分に限り、その者が五十歳に達した日の属する月の翌月分以後、支給の停止は行わない。

3　（略）

（更新組合員等であつた者の退職年金等の額の自動改定の特例）

第五十七条　（略）

２（略）

３　前項の場合において、遺族年金の支給を受ける者が二人以上あるときは、そのうちの年長者の年齢に応じ、同項において準用する第一項の規定を適用するものとする。

○　国家公務員法（昭和二十二年十月二十一日法律第百二十号）（抄）

第七十九条　職員が、左の各号の一に該当する場合又は人事院規則で定めるその他の場合においては、その意（本人の意に反する休職の場合）に反して、これを休職することができる。

一　心身の故障のため、長期の休養を要する場合

二　刑事事件に関し起訴された場合

第八十二条　職員が、次の各号のいずれかに該当する場合においては、これに対し懲戒処分として、免職、停（懲戒の場合）職、減給又は戒告の処分をすることができる。

一　この法律若しくは国家公務員倫理法又はこれらの法律に基づく命令（国家公務員倫理法第五条第三項の規定に基づく訓令並びに同条第四項及び第六項の規定に基づく規則を含む。）に違反した場合

二　職務上の義務に違反し、又は職務を怠つた場合

三　国民全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあつた場合

２　法律（昭和二十六年法第九十九号）第一条に規定する公庫その他の業務が国の事務若しくは事業と密接な職員が、任命権者の要請に応じ特別職に属する国家公務員、地方公務員又は公庫の予算及び決算に関する法人のうち人事院規則で定めるものに使用される者（以下この項において「特別職国家公務員等」という。）となるため退職し、引き続き特別職国家公務員等として在職した後、引き続き一以上の特別職国家公務員等として採用された場合（一の特別職国家公務員等として在職した後、引き続いて当該退職を前提として職員として採用された場合を含む。）において当該退職期間（当該退職前に同様の退職（以下この項において「先の退職」という。）、特別職国家公務員等としての在職及び職員としての採用がある場合には、当該先の退職の引き続く職員としての在職期間を含む。以下この項において「要請に応じた退職前の在職期間」という。）中に前項各号のいずれかに該当したときも、同様とする。

○　国家公務員災害補償法（昭和二十六年法律第百九十一号）（抄）

（通勤の定義）

第一条の二　この法律において「通勤」とは、職員が、勤務のため、住居と勤務場所との間を、合理的な経路及び方法により往復することをいい、公務の性質を有するものを除くものとする。

２　職員が、前項の往復の経路を逸脱し、又は同項の往復を中断した場合においては、当該逸脱又は中断の間及びその後の同項の往復は、同項の通勤としない。ただし、当該逸脱又は中断が、日常生活上必要な行為であつて人事院規則で定めるものをやむを得ない事由により行うための最小限度のものである場合は、当該逸脱又は中断の間を除き、この限りでない。

○　裁判所職員臨時措置法（昭和二十六年法律第二百九十九号）（抄）

一～七　（略）

八　国家公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百九号）

（略）

九

○　厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）（抄）

附則

（年金保険者たる共済組合等に係る拠出金の納付）

第十八条　年金保険者たる共済組合等（国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合連合会及び日本私立学校振興・共済事業団をいう。以下同じ。）は、毎年度、厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成八年法律第八十二号）第二条の規定による改正前の国家公務員等共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号。次条において「国家公務員等共済組合法」という。）第二条第一項第七号イ又はハに掲げる法人（次条において「日本たばこ産業株式会社等」という。）の所属の職員をもつて組織された共済組合の組合員であつた期間及び他の法令の規定により当該組合員であつた期間とみなされた期間を含む。次条において「日本たばこ産業共済組合等の組合員期間」という。）に係る年金たる保険給付に要する費用の一部に充てるため、拠出金を納付する。

２　（略）

○　国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）（抄）

第八十一条の二　基金は、第八十一条の十第一項に規定する業務及び当該業務に関する事務の処理に要する費用に充てるため、年度（毎年四月一日から翌年三月三十一日までをいう。以下同じ。）ごとに、健康保険法の規定による保険者、船員保険法の規定による保険者、第六条第三号に規定する共済組合、日本私立学校振興・共済事業団及び健康保険法第三条第一項第七号の規定による承認を受けて同法の被保険者とならない者を組合員とする組合であつて厚生労働大臣が定めるもの（以下「被用者保険等保険者」という。）から、療

2　養給付費等拠出金及び事務費拠出金（以下本則において「拠出金」という。）を徴収する。

（略）

○　国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）（抄）

（併給の調整）

第二十条　年金給付（老齢基礎年金及び付加年金を除く。）は、その受給権者が他の年金給付（付加年金を除く。）又は被用者年金各法による年金たる給付（当該年金給付と同一の支給事由に基づいて支給されるものを除く。以下この条において同じ。）を受けることができるときは、その間、その支給を停止する。老齢基礎年金の受給権者が他の年金給付（付加年金を除く。）又は被用者年金各法による年金たる給付（遺族厚生年金並びに退職共済年金及び遺族共済年金を除く。）を受けることができる場合における当該老齢基礎年金についても、同様とする。

2　前項の規定によりその支給を停止するものとされた年金給付の受給権者は、同項の規定にかかわらず、その支給の停止の解除を申請することができる。ただし、その者に係る同項に規定する他の年金給付又は被用者年金各法による年金たる給付について、この項の本文若しくは次項又は他の法令の規定でこれらに相当するものとして政令で定めるものによりその支給の停止が解除されているときは、この限りでない。

3　第一項の規定によりその支給を停止するものとされた年金給付について、その支給を停止すべき事由が生じたときにおいて、当該年金給付に係る前項の規定による支給が行われる場合は、その事由が生じた日の属する月分の支給を停止する。

4　第二項の申請があつたものとみなされた場合における当該申請を含む。）は、いつでも、将来に向かつて撤回することができる。

（年金額）

第二十七条　老齢基礎年金の額は、八十万四千二百円とする。ただし、保険料納付済期間の月数が四百八十に満たない者に支給する場合は、八十万四千二百円に、次の各号に掲げる月数を合算した月数（四百八十を限度とする。）を四百八十で除して得た数を乗じて得た額とする。

一　保険料納付済期間の月数（四百八十から保険料納付済期間の月数を控除して得た月数を限度とする。）

二　保険料半額免除期間の月数

三　保険料半額免除期間の月数から前号に規定する保険料半額免除期間の月数を控除して得た月数の三分の二に相当する月数

四　保険料全額免除期間（第九十条の三第一項の規定により納付することを要しないものとされた保険料に係るものを除く。）の月数（四百八十から保険料納付済期間の月数と保険料半額免除期間の月数とを合算した月数を控除して得た月数を限度とする。）の三分の一に相当する月数

（基礎年金拠出金）

第九十四条の二　（略）

２　年金保険者たる共済組合等は、毎年度、基礎年金の給付に要する費用に充てるため、基礎年金拠出金を納付する。

３　（略）

○　地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）（抄）

（地方公務員共済組合連合会）

第三十八条の二　組合の長期給付に係る業務の適正かつ円滑な運営を図るため、すべての組合をもつて組織する地方公務員共済組合連合会を置く。

２～５　（略）

（費用の負担）

第百十三条　組合の給付に要する費用（老人保健法第五十三条第一項に規定する拠出金（以下「老人保健拠出金」という。）及び国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）第八十一条の二第一項に規定する拠出金（以下「退職者給付拠出金」という。）並びに介護保険法第百五十条第一項に規定する納付金（以下「介護納付金」という。）の納付に要する費用並びに基礎年金拠出金に係る負担に要する費用を含む。）は、短期給付に要する費用（老人保健拠出金及び退職者給付拠出金並びに介護納付金の納付に要する費用を含み、第三項第一号に掲げる費用のうち同項の規定による地方公共団体の負担に係るものを除く。以下この項及び次項において同じ。）にあつては各組合ごとに当該組合を組織する職員（介護納付金の納付に要する費用について、当該組合を組織する職員のうち同法第九条第二号に規定する被保険者（第百十四条第五項及び第百四十四条の二第二項において「介護保険第二号被保険者」という。）の資格を有する者）を単位として、長期給付に要する費用（基礎年金拠出金に係る負担に要する費用（第三項第二号に掲げる費用のうち同項の規定による地方公共団体の負担に係るものを除く。）を含む。以下この項及び次項において同じ。）にあつてはすべての組合を組織する職員を単位として、次に定めるところにより、算定するものとする。この場合において、第三号に規定する費用については、少なくとも五年ごとに再計算を行うものとする。

一・二　（略）

三　長期給付に要する費用については、その費用の予想額と次項第二号及び第三号の掛金及び負担金の額並びにその予定運用収入の額の合計額とが、将来にわたつて財政の均衡を保つことができるように定める。

２～７　（略）

（地方議会議員共済会）

第百五十一条　次の各号に掲げる地方公共団体の議会の議員（以下「地方議会議員」という。）の区分に従い、当該各号に掲げる地方議会議員をもつて組織する当該各号に掲げる地方議会議員共済会（以下「共済会」という。）を設ける。

一　都道府県の議会の議員　都道府県議会議員共済会

二　市（特別区を含む。以下この章において同じ。）の議会の議員　市議会議員共済会

三　町村の議会の議員　町村議会議員共済会

２　共済会は、法人とする。

３　共済会は主たる事務所を東京都に置く。

○　雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）（抄）

（育児休業基本給付金）

第六十一条の四　（略）

２・３　（略）

４　育児休業基本給付金の額は、一支給単位期間について、育児休業基本給付金の支給を受けることができる被保険者を受給資格者と、当該被保険者が当該育児休業基本給付金の支給に係る休業を開始した日の前日を受給資格に係る離職の日とみなして第十七条の規定を適用した場合に算定されることとなる賃金日額に相当する額（以下この款において「休業開始時賃金日額」という。）に三十を乗じて得た額の百分の三十に相当する額とする。この場合における同条の規定の適用については、同条第三項中「困難であるとき」とあるのは「できないとき若しくは困難であるとき」と、同条第四項中「第二号」とあるのは「第二号ハ」とする。

５　（略）

○　老人保健法（昭和五十七年法律第八十号）（抄）

（拠出金の徴収及び納付義務）

第五十三条　基金は、第六十四条第一項に規定する業務及び当該業務に関する事務の処理に要する費用に充てるため、年度（毎年四月一日から翌年三月三十一日までをいう。以下同じ。）ごとに、保険者から、医療費拠出金及び事務費拠出金（以下「拠出金」という。）を徴収する。

２　（略）

○　育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律

（平成三年法律第七十六号）（抄）

（定義）

第二条　この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一　育児休業労働者（日々雇用される者及び期間を定めて雇用される者を除く。以下この条、次章、第三章、第二十一条及び第二十二条において同じ。）が、次章に定めるところにより、その一歳に満たない子を養育するためにする休業をいう。

二～五　（略）

（勤務時間の短縮等の措置等）

第二十三条　事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、その雇用する労働者のうち、その一歳に満たない子を養育する労働者で育児休業をしないものにあっては労働者の申出に基づく勤務時間の短縮その他の当

該労働者が就業しつつその子を養育することを容易にするための措置（以下この項及び次条第一項において「勤務時間の短縮等の措置」という。）を、その雇用する労働者のうち、その一歳から三歳に達するまでの子を養育する労働者にあっては育児休業の制度に準ずる措置又は勤務時間の短縮等の措置を講じなければならない。

（略）

2

○国会職員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百八号）（抄）

（育児休業の承認）

第三条　国会職員（常時勤務することを要しない国会職員、臨時的に任用された国会職員、配偶者がこの法律により育児休業をしている国会職員その他の両議院の議長が協議して定める国会職員を除く。）は、本属長の承認を受けて、当該国会職員の三歳に満たない子を養育するため、当該子が三歳に達する日まで、育児休業をすることができる。ただし、当該子について、既に育児休業をしたことがあるときは、両議院の議長が協議して定める特別の事情がある場合を除き、この限りでない。

2・3　（略）

○国家公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百九号）（抄）

（育児休業の承認）

第三条　職員（常時勤務することを要しない職員、臨時的に任用された職員、配偶者がこの法律により育児休業をしている職員その他の人事院規則で定める職員を除く。）は、任命権者の承認を受けて、当該職員の三歳に満たない子を養育するため、当該子が三歳に達する日まで、育児休業をすることができる。ただし、当該子について、既に育児休業をしたことがあるときは、人事院規則で定める特別の事情がある場合を除き、この限りでない。

2・3　（略）

（防衛庁の職員への準用）

第十三条　この法律（第二条及び第七条第六項を除く。）の規定は、国家公務員法第二条第三項第十六号に掲げる防衛庁の職員について準用する。この場合において、これらの規定中「人事院規則」とあるのは「政令」と、第三条第一項中「任命権者」とあるのは「防衛庁の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号）第十八条の二第一項中「一般職の職員の給与に関する法律」とあるのは「防衛庁の職員の給与等に関する法律」と、同条第二項中「一般職の職員の給与に関する法律」とあるのは「防衛庁の職員の給与等に関する法律第十八条の三第一項においてその例によることとされる一般職の職員の給

与に関する法律」と、第十一条第一項中「各省各庁の長」とあるのは「防衛庁長官又はその委任を受けた者」と、「国家公務員法第八十一条の五第一項」とあるのは「自衛隊法第四十四条の五第一項」と、同条第二項中「一般職の職員の給与に関する法律第十五条の規定にかかわらず、その勤務しない一時間につき、同法第十九条に規定する勤務一時間当たりの給与額を減額して給与を」とあるのは「防衛庁の職員の給与等に関する法律第十一条第二項、第十六条第二項又は第十八条第三項の規定による減額をして、俸給、航空手当、乗組手当、落下傘隊員手当、特別警備隊員手当、特殊作戦隊員手当又は営外手当を」と読み替えるものとする。

○　裁判官の育児休業に関する法律（平成三年法律第百十一号）（抄）

（育児休業の承認）

第二条　裁判官は、最高裁判所の承認を受けて、育児休業（裁判官が、この法律の定めるところにより、その三歳に満たない子を養育するため、その子が三歳に達するまでの期間内において、職務に従事しないことをいう。以下同じ。）をすることができる。ただし、育児休業の承認の請求に係る子について既に育児休業をしたことがある場合（最高裁判所規則で定める特別の事情がある場合を除く。）、配偶者がこの法律により育児休業をしている場合その他最高裁判所規則で定める場合は、この限りでない。

2・3　（略）

○　介護保険法（平成九年法律第百二十三号）（抄）

（納付金の徴収及び納付義務）

第百五十条　支払基金は、第百六十条第一項に規定する業務に要する費用に充てるため、年度（毎年四月一日から翌年三月三十一日までをいう。以下この節及び次章において同じ。）ごとに、医療保険者から、介護給付費納付金（以下「納付金」という。）を徴収する。

2　（略）

○　独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）（抄）

（定義）

第二条　この法律において「独立行政法人」とは、国民生活及び社会経済の安定等の公共上の見地から確実に実施されることが必要な事務及び事業であって、国が自ら主体となって直接に実施する必要のないもののうち、民間の主体にゆだねた場合には必ずしも実施されないおそれがあるもの又は一の主体に独占して行わせることが必要であるものを効率的かつ効果的に行わせることを目的として、この法律及び個別法の定めるところにより設立される法人をいう。

2　この法律において「特定独立行政法人」とは、独立行政法人のうち、その業務の停滞が国民生活又は社会経済の安定に直接かつ著しい支障を及ぼすと認められるものその他当該独立行政法人の目的、業務の性質等を総合的に勘案して、その役員及び職員に国家公務員の身分を与えることが必要と認められるものとして

個別法で定めるものをいう。

○　国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）（抄）

（定義）

第二条　この法律において「国立大学法人」とは、国立大学を設置することを目的として、この法律の定めるところにより設立される法人をいう。

２　（略）

３　この法律において「大学共同利用機関法人」とは、大学共同利用機関を設置することを目的として、この法律の定めるところにより設立される法人をいう。

４～８　（略）